

社会福祉法人亀天会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と生活を両立し、男女がともに働きやすい職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 内 容

目標1 女性の育児休業取得率 100%を維持しつつ、1人以上の男性に育児休業取得を行ってもらう。

〈取組内容〉

令和4年4月～

- ・男性の育児休業取得が可能なことについて周知する。
- ・配偶者が出産をした際には、育児休業を取得するか確認する。
- ・男性に短期間での育児休業取得を行ってもらう。

令和5年4月～

- ・1人以上の男性に長期間での育児休業取得を行ってもらう。

目標2 有給取得率の更なる向上、休暇制度の改善をはかる。

〈取組内容〉

令和4年4月～

- ・有給取得日数が少ない事業所への呼びかけをする。
- ・有給取得日数が少ない理由の分析をする。

令和5年4月～

- ・本人や家族の誕生日や記念日など、あらかじめ計画できる日の積極的な取得を促進する。